

盛岡広域振興局長告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年8月30日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 就任

(1) 理事

佐々木 武 光	八幡平市大更第32地割 1 番地 1
遠 藤 義 明	〃 帷子第15地割 8 番地 5
松 浦 保 住	〃 堀切第 2 地割 8 番地
遠 藤 實 光	〃 田頭第11地割122番地
高 橋 清 志	〃 野駄第19地割33番地
田 村 正 彦	〃 平館第 4 地割26番地
渡 辺 廣 巳	〃 大更第29地割148番地40

(2) 監事

佐々木 春 男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊 藤 文 明	〃 帷子第10地割26番地
松 村 嘉 昭	〃 大更第30地割104番地

2 退任

(1) 理事

高 橋 光 幸	八幡平市松尾寄木第31地割21番地
佐々木 武 光	〃 大更第32地割 1 番地 1
田 村 正 彦	〃 平館第 4 地割26番地
高 橋 清 志	〃 野駄第19地割33番地
遠 藤 義 明	〃 帷子第15地割 8 番地 5
遠 藤 實 光	〃 田頭第11地割122番地
渡 辺 廣 巳	〃 大更第29地割148番地40

(2) 監事

松 浦 保 住	八幡平市堀切第 2 地割 8 番地
佐々木 春 男	〃 野駄第21地割11番地
竹 田 重 則	〃 大更第41地割11番地